

第 4 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年 9 月 4 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 26 の 12 備考に次のように加える。

6 一の申請に審査をする建築物が 2 以上ある場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第 2 条第 1 項第 625 号の 5 の別表第 26 の 12 に掲げる区分に応じた額とする。

別表第 26 の 13 備考に次のように加える。

6 一の申請において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項の規定により認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表において「計画」という。）に記載されている建築物が 2 以上ある場合であって、審査をする建築物の数が 1 であるとき（計画に他の建築物を追加するときを除く。）は、当該審査をする建築物の区分に応じた額を第 2 条第 1 項第 625 号の 6 の別表第 26 の 13 に掲げる区分に応じた額とする。

7 一の申請において、審査をする建築物の数が 1 である場合（計画に他の建築物を追加する場合に限る。）は、当該建築物の別表第 26 の 12 に掲げる区分に応じた額を第 2 条第 1 項第 625 号の 6 の別表第 26 の 13 に掲げる区分に応じた額とする。

8 一の申請に審査をする建築物が 2 以上ある場合は、それぞれの区分に応じた額（計画に追加する他の建築物にあっては、別表第 26 の 12 に掲げるそれぞれの区分に応じた額）の合計額を第 2 条第 1 項第 625 号の 6 の別表第 26 の 13 に掲げる区分に応じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。